

海を取り巻く主な出来事

2016年

4月

- 新生「独立行政法人海技教育機構」が発足
- 海上技術安全研究所が、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所と統合し「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」として発足
- 内航海運の将来像を描く内航未来創造プラン策定に向けた議論を開始
- 熊本地震において民間船舶による被災者サービスを実施（～5月）

5月

- 内航海運における省エネ施策（内航船「省エネ格付け」制度の創設等）のとりまとめ

6月

- 拡張パナマ運河の開通
- 海事生産性革命（i-Shipping）の実現に向け交通政策審議会が答申を国土交通大臣に提出

7月

- 「海の日」関連行事の実施。安倍内閣総理大臣から、平成37年までに全ての市町村での海洋教育の実施を目指す等を内容とするメッセージを発信
- 国際海上輸送コンテナ総重量の検証を義務付ける改正 SOLAS 条約発効
- 船舶津波避難のためのマニュアル様式「津波対応シート」を公表

9月

- 「船舶バラスト水規制管理条約」2017年9月8日発効することが決定
- 三菱重工業、川崎重工業が、造船事業の構造改革を発表

10月

- 日本郵船、商船三井及び川崎汽船の定期コンテナ船事業統合を発表
- SOx 規制の強化（2020年1月から）、温室効果ガスの報告制度の導入（2019年1月から）が決定

11月

- 「j-Ocean」が国土交通省生産性革命プロジェクトに追加選定
- 津波救命艇の普及が進み、国内設置10艇に到達
- 我が国と豪州が共同でIMOに提案した世界初の水素タンカー（液化水素運搬船）の国際基準が暫定勧告として採択

12月

- 与党税制改正大綱において、海事関係税制の拡充・延長（トン数標準税制、特別償却、買換特例（圧縮記帳）、中小企業投資促進税制、地球温暖化対策税の還付措置）を決定
- 民間フェリー事業者等と連携し、大規模災害発生時に「広域応援部隊進出における海上輸送対策」をとりまとめ、石井国土交通大臣より事業者等に対し広域応援部隊輸送への協力を要請

2017年

2月

- 2018年2月から原則として船室外のすべての小型船舶乗船者にライフジャケットの着用を義務化することを公布
- SOx 規制に関する適切な対応方策の検討を官民連携で開始

3月

- 先代「帆船日本丸」が国の指定重要文化財へ
- 船舶におけるスマートフォンアプリ活用のためのガイドラインを策定
- 平成29年度船員災害防止実施計画を作成
- 新学習指導要領において海事教育に関する記載を新たに追加

4月

- 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律成立

6月

- 内航未来創造プランとりまとめ

Column

海事関係の5つの税制改正を要望通り実現

平成 29 年度税制改正では、我が国海運にとって大変重要なトン数標準税制や船舶の特別償却をはじめとした5つの税制の維持・拡充が一斉に要望のタイミングを迎えました。

この5税制は、海運業界の競争力・経営力の強化のみならず、船舶の新規建造を促すことで、造船・船用工業をはじめ、それを支える金融機関等の海事クラスター全体、ひいては各地方圏に大きな経済効果を生み出すものです。

今回の要望では、海事関係議員の方々や海運・造船事業者、地域公共団体の方々といった幅広い関係者の方々と様々な議論を重ねるとともに、国土交通省においても5税制の維持・拡充に向けて税務当局との厳しい折衝を行いました。その結果、平成 28 年末、与党税制改正大綱では下記のとおり5つの税制要望全てが認められました。これは幅広い関係者による、精力的な活動によるものだと思っています。

今回の5税制の維持・拡充によって、我が国の経済安全保障の確立、海運からの環境負荷の低減を図りつつ、船舶の代替建造やモーダルシフトの促進が適切に図られていくものと考えています。

改正内容

- ①トン数標準税制の拡充・延長 適用期限を5年間延長
 - ・適用対象を日本の船主の海外子会社保有船まで拡充（準日本船舶の拡充）
 - ・さらなる日本船舶の増加を図ることができる柔軟な仕組みを導入
- ②船舶の特別償却の拡充・延長 適用期限を2年間延長
 - ・内航船舶において「航海支援システム」を搭載した環境低負荷船には償却率を引上げ
- ③船舶の買換特例（圧縮記帳）制度の延長 適用期限を3年間延長
- ④中小企業投資促進税制の延長 適用期限を2年間延長
- ⑤地球温暖化対策税の還付措置の延長 適用期限を3年間延長

Column

海運・造船・船員の3分野にわたる法律改正を実現

第 193 回通常国会に提出した「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案」が平成 29 年 4 月に成立しました。

この法律は、安定的な海上輸送の確保、我が国海事産業の活性化及び国際競争力の強化を図るため、海運・造船・船員の3分野について改正を行ったものであり、海事立国ニッポンとして非常に意義があります。

また、平成 13 年に発足した国土交通省海事局としては、これら3分野が協力し、束ねて1本の法律として初めて成立させたものであり、海運・造船・船員分野の融合、一体化の進展という姿勢を明確に示せたという意義があると考えています。

今回の法改正で創設した新制度については、一部を除き、平成 29 年 10 月 1 日に施行される予定です。新制度の適確な運用を含め、この法律の円滑な施行と関係者の取組へのサポートに全力を尽くして参ります。

改正内容

- ①海運関係
 - ・経済安全保障を早期に確立するため、準日本船舶の認定対象として、日本の船主の海外子会社保有船を追加（これによりトン数標準税制の拡充につながる。）
- ②造船関係
 - ・「生産性革命プロジェクト」の一つである「海事生産性革命」を強力に推進するため、「先進船舶」の導入等を促進する制度を創設
- ③船員関係
 - ・国際条約を担保するため、北極海等の極水域を航行する船舶に乗り組む船員の資格制度等を創設